



令和元年 12月4日スタート

大東市パートナーシップ宣誓制度をはじめました。

大東市は、人権尊重のまちづくり条例（平成13年）に掲げるすべての人の人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、大東市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を令和元年10月8日に公布し、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度を令和元年12月4日よりはじめました。

この制度は互いをその人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居すること及び相互に協力し合うことを約したお二人で、その一方または双方が性的少数者であるお二人からの宣誓書の提出を受けて、所定の要件を満たしていると認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書等を交付するものです。

この制度は、大東市が要綱により市政の中で運用するものであり、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、人生を共に歩もうとするお二人の関係を行政が認め、寄り添っていくことはたいへん意義のあることだと考えています。

誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して生活できるすべての人の人権が尊重される「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進するため、市民のみなさまとともに、さらなる一步を歩み出します。



詳しくは 大東市人権室まで

☎ 072-870-9063 FAX 072-872-2268

Q 1 なぜ大東市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 1 近年、民間調査などで、性的少数者の方は人口の約8%程度で、その多くが深刻な困難を感じている実態が明らかになってきました。具体的には、学校で誰にも相談できず自死に追い込まれた、居場所がなく孤立してしまった、パートナーが入院した際に付添ができなかったなどが関係団体により報告されています。

困難の背景には、「性別は男女のみであり、恋愛対象は異性のみ」という人々の意識があり、性的少数者に対する理解が進んでいないことが考えられます。

大東市では、性の多様性を尊重する方策の一つとしてパートナーシップ宣誓制度を導入し、性的少数者を理解し支援することで、すべての人が自分らしく生きることができる「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進することができると考えています。

Q 2 パートナーシップ関係とは？

A 2 大東市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーシップ関係は、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居すること及び相互に協力し合うことを約束したお二人の関係であり、その一方又は双方が性的少数者であることをいいます。

Q 3 性的少数者とは？

A 3 性的少数者（「性的マイノリティ」ともいいます。）とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致しない人）をはじめ、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のことをいいます。近年の民間調査では、人口の約8%の割合で存在しているとされています。

Q 4 パートナーシップ宣誓制度と結婚制度との違いは？

A 4 大東市が行うパートナーシップ宣誓制度は、性の多様性を尊重する取組みの一つとして、当事者の気持ちを受けとめるものです。一方、結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権などさまざまな法律上の権利や義務が発生するものです。

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、市政の中での運用により支援を行っていきます。

Diversity Daito ダイバーシティ大東へ

ダイバーシティという言葉は「多様性」「多様性を受け入れる」という意味で使われています。国籍・人種・年齢をはじめ、「性自認」「性的指向」や価値観など、人それぞれの「違い」を積極的に活かすことにより社会をより良くしようという考え方です。

大東市は、すべての人が自分らしく生きること、そして、性の多様性をはじめ一人ひとりの個性や能力を発揮できる「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を推進しています。